

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キューバ	キューバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,050,000千円 -----	H29.3.10 ハバナで (同日)	日本側 苗浦健太郎外務副大臣 キューバ側 ロドリゲス・フェルミエルカ・ディアス 外国貿易・外国投資大臣	H29.3.27 110号
キューバ	稲種子生産技術向上のための農業機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	稲種子生産技術向上のための農業機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,215,000千円 H33.5.31まで	H29.3.10 ハバナで (同日)	日本側 苗浦健太郎外務副大臣 キューバ側 ロドリゲス・フェルミエルカ・ディアス 外国貿易・外国投資大臣	H29.3.27 111号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。